

令和7年度
(2025年度)

金沢市議会6月定期月議会議案

目 次

議案番号	件名	頁
議案第1号	令和7年度金沢市一般会計補正予算（第1号）	1
議案第2号	令和7年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	5
議案第3号	金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	6
議案第4号	金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部改正について	17
議案第5号	金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について	18
議案第6号	金沢市税賦課徴収条例の一部改正について	19
議案第7号	金沢市体育施設条例の一部改正について	23
議案第8号	金沢市防災会議条例の一部改正について	24
議案第9号	金沢市立保育所条例の一部改正について	25
議案第10号	金沢市公園条例の一部改正について	26
議案第11号	工事請負契約の締結について（金沢市立玉川図書館改修工事（電気設備工事））	27
議案第12号	工事請負契約の締結について（金沢市営陸上競技場公認更新改修工事）	28
議案第13号	工事請負契約の締結について（金沢市立西小学校プール整備工事）	29
議案第14号	「工事請負契約の締結について」の一部変更について（旧金沢美術工芸大学解体工事（その3））	30
議案第15号	委託契約の締結について（高機能消防指令システム整備事業）	31
議案第16号	財産の取得について（コミュニティバス）	32
議案第17号	町の区域及び字の名称の変更について（俵町）	33
議案第18号	市道の路線認定について	36
報告第1号	専決処分の報告について（金沢市税賦課徴収条例の一部改正について）	37
報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	39
報告第3号	繰越明許費について（一般会計）	42
報告第4号	事故繰越しについて（一般会計）	50
報告第5号	予算の繰越しについて（水道事業特別会計）	52
報告第6号	予算の繰越しについて（水道事業特別会計）	54
報告第7号	予算の繰越しについて（中央卸売市場事業特別会計）	56
報告第8号	予算の繰越しについて（下水道事業特別会計）	58

議案第1号

令和7年度金沢市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度金沢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,291,819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,191,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山卓

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		千円 39,803,696	千円 591,669	千円 40,395,365
	2. 国庫補助金	7,811,268	591,669	8,402,937
17. 県支出金		16,039,201	209,150	16,248,351
	2. 県補助金	3,613,501	209,150	3,822,651
20. 繰入金		4,872,831	15,500	4,888,331
	2. 基金繰入金	4,664,510	15,500	4,680,010
22. 諸収入		6,975,783	32,400	7,008,183
	4. 受託事業収入	325,000	27,500	352,500
	6. 雜入	5,988,006	4,900	5,992,906
23. 市債		10,226,800	443,100	10,669,900
	1. 市債	10,226,800	443,100	10,669,900
歳入合計		204,900,000	1,291,819	206,191,819

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 17,435,553	千円 134,500	千円 17,570,053
	1. 総務管理費	12,733,180	134,500	12,867,680
3. 民生費		85,111,460	253,500	85,364,960
	2. 老人福祉費	16,296,806	4,100	16,300,906
	3. 児童福祉費	40,791,566	249,400	41,040,966
6. 農林水産業費		3,196,053	166,880	3,362,933
	1. 農業費	2,284,767	166,880	2,451,647
7. 商工費		3,525,691	13,500	3,539,191
	1. 商工費	3,525,691	13,500	3,539,191
8. 土木費		19,892,856	846,300	20,739,156
	2. 道路橋りょう費	5,717,348	756,300	6,473,648
	3. 河川費	947,417	87,000	1,034,417
	5. 都市計画費	10,182,235	3,000	10,185,235
10. 教育費		27,831,685	126,100	27,957,785
	6. 社会教育費	7,425,879	121,100	7,546,979
	7. 保健体育費	9,323,534	5,000	9,328,534
14. 予備費		720,000	△ 248,961	471,039
	1. 予備費	720,000	△ 248,961	471,039
歳出合計		204,900,000	1,291,819	206,191,819

第2表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2. 総 務 費			千円 3,100
	1. 総 務 管 理 費	文 化 施 設 事 業	3,100
9. 消 防 費			10,800
	1. 消 防 費	常 備 消 防 事 業	10,800

第3表 債 務 負 担 行 為 補 正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
玉 川 図 書 館 一 費 建 繼 築 レ ガ シ 承 事 業 費	令和8年度	千円 902,500	令和8年度	千円 1,254,900

第4表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額		限 度 額	
公 共 事 業 等	千円 1,977,000		千円 2,308,900	
地 域 活 性 化 事 業	427,800		510,700	
公 共 施 設 等 適 正 事 業 管 理 推 進 事 業	3,528,900		3,557,200	
合 計	10,226,800		10,669,900	

議案第2号

令和7年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度金沢市の下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度金沢市の下水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（3） 主要な建設改良事業			
管渠施設	2,592,900千円	20,000千円	2,612,900千円
雨水関連施設	608,500千円	212,800千円	821,300千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収			入
第2款 資本的収入	18,285,859千円	232,800千円	18,518,659千円
第1項 企業債	7,870,700千円	145,900千円	8,016,600千円
第3項 補助金	8,508,842千円	86,900千円	8,595,742千円
合計	25,118,536千円	232,800千円	25,351,336千円
支			出
第2款 資本的支出	25,118,536千円	232,800千円	25,351,336千円
第1項 建設改良費	15,939,314千円	232,800千円	16,172,114千円
合計	25,118,536千円	232,800千円	25,351,336千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

（限度額）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
限 度 額	7,937,700千円	145,900千円	8,083,600千円

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

議案第3号

金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雜則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」とい

う。) の管理者を含む。以下同じ。) が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)第1条第2項に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、金沢市子ども・子育て審議会条例(平成25年条例第31号)第1条に規定する金沢市子ども・子育て審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳

幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の特性及び当該乳児等通園支援事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用乳幼児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用乳幼児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用乳幼児に周知するとともに、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項に規定する訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、毎月1回以上行わなければならない。

5 乳児等通園支援事業者は、第3項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならな

い。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要す

る費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所は、職員、財産及び収支に関する帳簿を整備しておかなければならぬ。

2 乳児等通園支援事業所は、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情及び相談、利用乳幼児に対する計画その他利用乳幼児の処遇の状況に関する帳簿を整備し、当該帳簿をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的

保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき5平方メートル以上（当該地域と一般型乳児等通園支援事業所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあっては、3.3平方メートル以上）であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室、遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室の面積は、前号の幼児1人につき2平方メートル以上であること。
- (6) 遊戯室の面積は、第4号の幼児1人につき2平方メートル以上（当該地域と一般型乳児等通園支援事業所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあっては、1平方メートル以上）であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士を置かなければならない。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

（1）乳児 おおむね3人につき1人以上

- (2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人以上
- (3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人以上
- 3 一般型乳児等通園支援事業所の保育士は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する保育士を1人とすることができる。
- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 金沢市就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第3号）

（3）幼保連携型認定こども園 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）

（4）家庭的保育事業等を行う事業所 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雜則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める。

議案第4号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部改正について

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

金沢市長　村山　卓

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案の趣旨

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担の限度額を引き上げる。

議案第5号

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第12号中「12,800円」を「14,500円」に改め、同項第13号中「11,300円」を「12,800円」に改め、同項第14号中「10,800円」を「12,200円」に改め、同項第15号中「10,900円」を「12,400円」に改め、同項第16号中「9,600円」を「10,900円」に改め、同項第17号中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

提案の趣旨

国の基準額の改定に準じて、投票管理者等の報酬の額を改定する。

議案第6号

金沢市税賦課徴収条例の一部改正について

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第32条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第32条の3の2第1項第3号及び第32条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第32条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第32条の3の3第1項中「者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第72条の3第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなけ

ればならない。

附則第19条の3の9の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第19条の3の10 令和8年4月1日以後に第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第74条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第75条の2の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第76条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第74条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
 - (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
 - 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム

未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第75条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1）第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2）第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第75条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第72条の3の改正規定 公布の日

（2）附則第19条の3の9の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第30条の2及び第32条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第32条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第32条の3の2第1項第3号及び第32条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第32条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第32条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第32条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の金沢市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第32条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第32条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第32条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第32条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第32条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第19条の3の10第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、金沢市税賦課徴収条例第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第76条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第19条の3の10の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 金沢市税賦課徴収条例第76条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第19条の3の10第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第19条の3の10の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の特定親族特別控除を創設するとともに、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例措置を講ずるほか、道路交通法の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の減免の申請における運転免許証の提示に係る規定を整備する。

議案第7号

金沢市体育施設条例の一部改正について

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市営金沢テクノパーク運動広場の項の次に次のように加える。

金沢市営森本運動広場	金沢市塙崎町ハ47番地1
------------	--------------

別表第1 金沢市営金沢テクノパーク運動広場の項の次に次のように加える。

金沢市営森本運動広場	1月4日から12月27日まで	日の出から日没時まで
------------	----------------	------------

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 金沢市営森本運動広場の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

金沢市営森本運動広場を新設する。

議案第8号

金沢市防災会議条例の一部改正について

金沢市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市防災会議条例の一部を改正する条例

金沢市防災会議条例（昭和37年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「50人」を「60人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 金沢市防災会議の委員の定数のうち第3条第6項の規定の改正に伴い増加した数を充當するため新たに任命され、又は指名された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、任命又は指名の日から令和9年5月31日までとする。

提案の趣旨

金沢市地域防災計画に、より多様な主体の意見を反映させるため、金沢市防災会議の委員の定数を改める。

議案第9号

金沢市立保育所条例の一部改正について

金沢市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市立保育所条例の一部を改正する条例

金沢市立保育所条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市立薬師谷保育所の項、金沢市立双葉保育所の項及び金沢市立宮野保育所の項を削り、同表に次のように加える。

金沢市立森本いろは保育所	金沢市塙崎町ハ63番地1
--------------	--------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案の趣旨

児童の更なる安全の確保及び継続的な集団保育を行うため、金沢市立薬師谷保育所、金沢市立双葉保育所及び金沢市立宮野保育所を統合し、金沢市立森本いろは保育所を設置する。

議案第10号

金沢市公園条例の一部改正について

金沢市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5第2項の表中「50円」を「70円」に、「130円」を「150円」に、「490円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案の趣旨

卯辰山公園健康交流センター千寿閣の健康温浴施設の使用料の適正化を図るため、60歳未満の者の使用料の額を改定する。

工事請負契約の締結について

金沢市立玉川図書館改修工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山卓

工事名	金額	工事場所	契約者
金沢市立玉川図書館改修工事 (電気設備工事)	308,000,000円	金沢市 玉川町 2番20号	ジェスク・米沢特定建設工事 共同企業体 代表者 金沢市古府2丁目74番地 株式会社 ジェスクホリウチ 代表取締役 今井 秀夫 金沢市進和町32番地 米沢電気工事株式会社 代表取締役社長 上田 学

工事請負契約の締結について

金沢市営陸上競技場公認更新改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

工事名	金額	工事場所	契約者
金沢市営陸上競技場 公認更新改修工事	222,750,000円	金沢市 弥生 3丁目 地内	北川・ロード特定建設工事共同企業体 代表者 金沢市神田1丁目13番1号 北川ヒューテック株式会社 取締役社長 北川 隆明 委任代理人 金沢市神田1丁目13番1号 北川ヒューテック株式会社 常務取締役金沢本社長 平井 正之 金沢市専光寺町ツ62番地 株式会社 ロードアンドスポーツ 代表取締役 鹿又 利明

工事請負契約の締結について

金沢市立西小学校プール整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

工事名	金額	工事場所	契約者
金沢市立西小学校 プール整備工事	217,800,000円	金沢市 駅西新町 3丁目 地内	金沢市福増町北204番地10 邦和建設株式会社 代表取締役 鳴島 信太郎

議案第14号

「工事請負契約の締結について」の一部変更について

令和6年度金沢市議会3月定例月議会において議決された議決第119号「工事請負契約の締結について」（旧金沢美術工芸大学解体工事（その3））のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年6月10日提出

金沢市長　村山　卓

金額「745,305,000円」を「754,233,700円」に改める。

委託契約の締結について

高機能消防指令システム整備事業について、次のとおり委託契約を締結する。

令和7年6月10日提出

金沢市長　村山　卓

委託名	金額	委託箇所	契約者
高機能消防指令システム整備事業	426,140,000円	金沢市 泉本町 7丁目 9番地2 ほか	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 株式会社　日立製作所 執行役社長　徳永　俊昭 委任代理人 金沢市広岡3丁目1番1号 株式会社　日立製作所金沢支店 支店長　七戸　正俊

財産の取得について

コミュニティバスとして、次のとおり財産を取得する。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 順

取得する財産	取得する予定価格	契約の相手方
電動バス 29人乗り	53,966,209円	福岡県北九州市若松区向洋町22番地1 株式会社EVモーターズ・ジャパン 代表取締役社長 佐藤 裕之

町の区域及び字の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域及び字の名称を変更する。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

変更後の町及び字		左の区域に変更される従前の区域		
町	字	町	字	地番
俵町	京中	俵町	京	1、2、3の1、3の2、4、5の1、5の2、6~30、41~45、51~54、56、57、58の1、58の2、59~68、69の1、69の2、70~79、80の1、87の1、88の1、89の1、90の1、90の2、91~101、102~105、107、111~114、118、120
			ワ	1、45の乙、46の甲、46の乙、47の1、47の2、47の乙、47の丙、48の1、48の乙~48の丁、49の1、51の甲
宮田	俵町	俵町	京	81の1、81の2、82~86、108、116
			前	16、24、25の各一部 2、4の1、5の1、6の1、6の3、7、8、26~38、39の1~39の4、40、42~52
			宮	1~15、17~45
			ヘ 甲	17、19、19の3、24、101の乙、102の甲の各一部 6の丙、103の甲、103の乙
			ト	76の乙、76の丙、77の甲~77の丙、78~80、81の甲、81の乙、82の甲~82の丙、84、85の甲~85の丙、86の甲、86の乙、87~89、90の1、91の1、92、92の2
			チ	1の甲・1の丙合併、1の乙、3の甲、119~122、125の甲、125の乙、126の1、127の1、128
			ヲ 甲	2

	漆原	俵町	前	16、24、25の各一部 17~23
			戸	全部
			ニ	76の甲、76の乙、77の甲、77の丙、78~81、 112、112の2、113、114、114の3、 115の甲~115の丙、116~123、124の甲、 124の乙、125の甲、125の乙、126、129の乙、 130の1、130の2、131、131の2、132、133
			ホ	1の甲~1の丙、2の甲、2の乙、3、4、5の甲、 5の乙、6~8、8の2、9、10、10の2、11、 12の甲~12の丙、13、14の甲の1~14の甲の3、 14の乙、15、16の甲、16の乙、17の甲、 17の乙、18、18の2、19、20、 21の甲~21の丙、22、22の2、23、23の2、25、 43~46、46の2、47の乙、78の甲~78の癸、 101、121
			ヘ 甲	17、19、19の3、24、101の乙、 102の甲の各一部 25、27、36、36の2、36の3、37、37の1、 38~40、41の甲、41の甲の2、41の乙、 41の丙、41の丙の2、41の丁、41の丁の2、 49の2、53の乙、53の丙の2、53の丁、53の戊、 54の2、55の2、56、57の甲~57の丙、58の甲、 58の丙、58の丁、64、65、66の甲、66の乙、 67、83の甲、83の乙、93、94の甲~94の丁、 95~99、100の甲~100の丙、101の甲、102の丙
			ヘ 乙	1、2、7の乙、8~10
			ツ	73の1、73の2、74、75、76の1、76の2
			三妙	俵町
	昭利	俵町	妙	49の1、49の2、50、51、52の1、52の2、53、 54の1~54の3、55~58、59の1~59の3、60、 61、62の1、62の2、63の1~63の4、64~80、82
			リ	101の1、102、103の甲、104~107
			ク	31~33、34の1、35の1、35の3、36の2
	昭利	田上本町	昭	3の1、4~19、21、24、26~31
			ソ	90
			姫	全部

	陣 原	俵 町	ヌ	155～159、160の甲、160の乙、161～167、 168の甲、168の乙、169、170、171の甲、 172の甲、172の乙、173～176、 177の甲～177の丙、178の甲、178の己、179、 180の甲、180の乙、181～184
大 山	俵 町	ル	67、68、75、76、76の2、77～81、83～89、 92～97、98の甲、98の乙、99～102、 188～197、199～202、206、209～211	
			タ 109の1～109の3、110	
	打 尾 町		8、73	
場 谷	俵 町	フ	87～94、95の1、96の1、97の1、98、99の1、 100の1、101～139、140の1、140の2、 141～143、144の1、144の2、145～175、 177～191	
タ	上 中 町	ル	19の1、19の2、19の2の2、 19の1の2・19の4合併、19の5、19の7、20の乙	

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

議案第18号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

路線名	起点及び終点						重要な 経過地
天神町1丁目線20号	天神町	1	丁目	401番	2	先から	
	天神町	1	丁目	401番	6	先まで	
小坂町西線47号	小坂	町中	25番	1	先から		
	小坂	町中	25番	10	先まで		
小坂35号	法光寺町	74番	1	先から			
法光寺町線28号	法光寺町	74番	2	先まで			
泉が丘1丁目線23号	泉が丘	1	丁目	311番	1	先から	
	泉が丘	1	丁目	311番	6	先まで	
鞍月19号	大友1丁目	415番	先から				
大友町線58号	直江南1丁目	114番	先まで				

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年6月10日提出

金沢市長　村山　卓

令和6年度専決第41号

地方自治法第180条第1項の規定により、金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月31日専決

金沢市長　村山　卓

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第68条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

第72条の2第2項第5号中「定格出力」の次に「（第68条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

附則第9条の3中第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第

7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第19条中「、第32項若しくは第34項」を「から第33項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第68条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分した条例の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割の税率に係る原動機付自転車の区分を見直すとともに、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該マンションの管理組合の管理者等から必要書類が提出された場合に当該減額措置を適用することができる規定等を整備する。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 順

専決番号 及び専決日	理由	賠償する相手方	金額	左のうち保険で 補填される金額
令和6年度第33号 令和7年3月25日	公園の樹木 による事故	[REDACTED] [REDACTED]	77,550円	77,550円
令和6年度第34号 令和7年3月25日	市所有自動車 による 交通事故	[REDACTED] [REDACTED]	232,078円	232,078円
令和6年度第35号 令和7年3月25日	市所有自動車 による 交通事故	[REDACTED] [REDACTED]	15,290円	15,290円
令和6年度第36号 令和7年3月25日	市所有自動車 による 交通事故	[REDACTED] [REDACTED]	185,088円	185,088円
令和6年度第37号 令和7年3月25日	金沢市 農業センター における事故	[REDACTED] [REDACTED]	146,993円	146,993円
令和6年度第38号 令和7年3月25日	市道における 事故	[REDACTED] [REDACTED]	19,000円	19,000円
令和6年度第39号 令和7年3月25日	市所有自動車 による 交通事故	[REDACTED] [REDACTED]	70,840円	70,840円
令和6年度第40号 令和7年3月25日	市道における 事故	[REDACTED] [REDACTED]	52,045円	52,045円
令和7年度第1号 令和7年4月8日	市道における 事故	[REDACTED] [REDACTED]	21,714円	21,714円

専決番号 及び専決日	理由	賠償する相手方	金額	左のうち保険で 補填される金額
令和7年度第2号 令和7年4月16日	市道における 事故	[REDACTED] [REDACTED]	84,920円	84,920円
令和7年度第3号 令和7年4月17日	市所有標識柱 による事故	[REDACTED] [REDACTED]	840,000円	840,000円
令和7年度第4号 令和7年4月17日	市所有標識柱 による事故	[REDACTED] [REDACTED]	141,120円	141,120円
令和7年度第5号 令和7年5月8日	金沢市立 西南部中学校 における事故	[REDACTED] [REDACTED]	81,457円	81,457円
令和7年度第6号 令和7年5月15日	市道における 事故	[REDACTED] [REDACTED]	12,530円	12,530円
令和7年度第7号 令和7年5月16日	市道における 事故	[REDACTED] [REDACTED]	53,361円	53,361円

繰越明許費について

一般会計予算において、令和6年度中に支払義務の生じなかった経費を令和7年度に繰越し使用する

令和7年6月10日提出

について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

金沢市長 村山卓

令和6年度金沢市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額
2. 総務費			円 82,459,999	円 82,459,999
	1. 総務管理費	交通対策事業	57,459,999	57,459,999
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	25,000,000	25,000,000
3. 民生費			2,167,598,279	702,047,758
	1. 社会福祉費		1,827,771,060	496,098,803
		社会福祉総務事業	1,775,727,060	444,054,803
		障害者福祉事業	52,044,000	52,044,000
	2. 老人福祉費		246,280,459	134,603,059
		老人在宅福祉事業	5,315,000	4,285,000
		老人施設福祉事業	240,965,459	130,318,059
	3. 児童福祉費		83,546,760	61,345,896
		保育所事業	15,694,000	15,354,000
		児童厚生施設事業	67,852,760	45,991,896
	5. 災害救助費	災害救助事業	10,000,000	10,000,000
4. 衛生費			1,044,755,241	705,972,429

繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳				
既収入 特定財源	未収入 特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円 43,400,000	円 4,100,000	円 34,959,999		
18,400,000	4,100,000	34,959,999		
25,000,000				
552,548,000	50,900,000	98,599,758		
475,749,000	17,300,000	3,049,803		
441,054,000		3,000,803		
34,695,000	17,300,000	49,000		
52,054,000	3,000,000	79,549,059		
		4,285,000		
52,054,000	3,000,000	75,264,059		
14,745,000	30,600,000	16,000,896		
7,420,000	3,800,000	4,134,000		
7,325,000	26,800,000	11,866,896		
10,000,000				
178,970,371	282,800,000	28,663,800	215,538,258	

款	項	事業名	金額	翌年越額
5. 健康衛生費	1. 保健衛生費	母子保健事業	2,802,800	2,802,800
	2. 環境衛生費		128,279,000	128,279,000
	環境衛生総務事業		4,419,000	4,419,000
		環境衛生施設事業	123,860,000	123,860,000
	3. 清掃費		913,673,441	574,890,629
	ごみ収集事業		50,875,000	50,875,000
		ごみ処理事業	862,798,441	524,015,629
	6. 農林水産業費		208,437,107	198,421,107
	1. 農業費		194,437,107	184,421,107
	農業振興事業		29,792,000	19,776,000
		農地事業	164,645,107	164,645,107
	3. 水産業費	水産業振興事業	14,000,000	14,000,000
7. 商工費			517,600,000	514,600,000
8. 土木費	1. 商工費		517,600,000	514,600,000
	商工総務事業		29,600,000	29,600,000
		商業振興事業	488,000,000	485,000,000
	4. 土木費		4,613,532,390	3,196,570,801
9. その他	1. 土木管理費	土木総務事業	500,451,799	321,251,799
	2. 道路橋りょう費		1,614,282,927	1,135,933,012
	道路維持事業		166,778,276	144,478,276
		道路新設改良事業	1,409,111,876	953,061,961

左の財源内訳				
既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
	2,802,000			800
				128,279,000
				4,419,000
				123,860,000
	176,168,371	282,800,000	28,663,800	87,258,458
				50,875,000
	176,168,371	282,800,000	28,663,800	36,383,458
	67,260,000	75,200,000	20,118,850	35,842,257
	67,260,000	75,200,000	20,118,850	21,842,257
	14,766,000			5,010,000
	52,494,000	75,200,000	20,118,850	16,832,257
				14,000,000
	346,924,000			167,676,000
	346,924,000			167,676,000
				29,600,000
	346,924,000			138,076,000
	1,053,428,873	1,742,200,000	10,529,200	390,412,728
	5,697,000	293,400,000	10,529,200	11,625,599
	556,871,480	469,700,000		109,361,532
	56,219,218	32,400,000		55,859,058
	480,103,085	420,700,000		52,258,876

款	項	事業名	金額	翌年越額
		交通安全施設整備事業	38,392,775	38,392,775
3. 河川費			411,335,000	254,135,000
		河川維持事業	87,549,000	55,049,000
		河川改良事業	323,786,000	199,086,000
4. 港湾費	港湾事業		447,130,100	226,661,313
5. 都市計画費			1,282,427,454	900,684,567
		都市計画総務事業	33,549,923	33,549,923
		土地区画整理事業	135,250,000	102,576,553
		街路事業	741,796,483	491,596,483
		都市再開発事業	6,930,000	6,930,000
		緑化推進事業	3,995,668	3,995,668
		公園事業	360,905,380	262,035,940
6. 住宅費	住宅建設事業		357,905,110	357,905,110
9. 消防費			358,644,000	358,644,000
	1. 消防費		358,644,000	358,644,000
		常備消防事業	109,065,000	109,065,000
		非常備消防事業	42,600,000	42,600,000
		災害対策事業	206,979,000	206,979,000
10. 教育費			4,808,055,101	4,377,988,485
	2. 小学校費	学校建設事業	2,187,827,700	2,177,627,700
	3. 中学校費	学校建設事業	984,187,264	975,687,264

左の財源内訳				
既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
	20,549,177	16,600,000		1,243,598
	125,280,000	116,500,000		12,355,000
		47,700,000		7,349,000
	125,280,000	68,800,000		5,006,000
		197,000,000		29,661,313
	231,075,393	534,500,000		135,109,174
	8,418,261	20,400,000		4,731,662
		92,300,000		10,276,553
	166,015,429	297,300,000		28,281,054
	3,465,000			3,465,000
				3,995,668
	53,176,703	124,500,000		84,359,237
	134,505,000	131,100,000		92,300,110
	103,489,500	210,600,000		44,554,500
	103,489,500	210,600,000		44,554,500
		109,000,000		65,000
		42,600,000		
	103,489,500	59,000,000		44,489,500
	486,460,000	1,433,300,000	111,890,900	2,346,337,585
	295,235,000	588,000,000		1,294,392,700
	122,169,000	261,200,000		592,318,264

款	項	事業名	金額	翌年越額
	4. 高等学校費	高等学校管理事業	131,973,600	112,973,600
	5. 大学費	美術工芸大学事業	234,576,000	157,162,120
	6. 社会教育費		461,582,135	379,578,299
		文化財保護事業	269,411,480	219,912,380
		公民館事業	18,049,895	10,845,159
		図書館事業	136,077,260	121,277,260
		博物館事業	26,455,000	15,955,000
		美術館事業	11,588,500	11,588,500
	7. 保健体育費		807,908,402	574,959,502
		学校給食事業	336,799,067	297,999,067
		体育施設事業	471,109,335	276,960,435
11. 災害復旧費			4,013,013,106	3,479,487,819
	1. 災害復旧費		4,013,013,106	3,479,487,819
		農林業施設 災害復旧事業	540,332,000	397,106,713
		土木施設 災害復旧事業	3,267,879,806	2,887,879,806
		公共施設 災害復旧事業	204,801,300	194,501,300
合計		17,814,095,223	13,616,192,398	

左の財源内訳				
既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
	円 101,600,000			円 11,373,600
	1,786,000			155,376,120
	67,270,000	127,300,000	111,890,900	73,117,399
	67,270,000	1,700,000	111,890,900	39,051,480
				10,845,159
		109,100,000		12,177,260
		14,300,000		1,655,000
		2,200,000		9,388,500
		355,200,000		219,759,502
		116,300,000		181,699,067
		238,900,000		38,060,435
	2,726,184,000	704,000,000	454,741	48,849,078
	2,726,184,000	704,000,000	454,741	48,849,078
	354,792,000	28,500,000	454,741	13,359,972
	2,249,234,000	618,600,000		20,045,806
	122,158,000	56,900,000		15,443,300
	5,558,664,744	4,503,100,000	171,657,491	3,382,770,163

事故 繰 越 し に つ い て

一般会計予算において、避けがたい事故により令和6年度中に支払義務の生じなかった経費を令和7年度に繰越し使用するについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山 卓

令和6年度金沢市一般会計

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定期額
				支出済額	支出未済額	
6. 農林水産業費			円	円	円	円
	1. 農業費	農地事業	15,687,140		15,687,140	
8. 土木費			10,174,860	7,039,470	3,135,390	
	4. 港湾費	港湾事業	10,174,860	7,039,470	3,135,390	
合 計			25,862,000	7,039,470	18,822,530	

度に繰越し使用するについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、

事故繰越し繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳					説明	
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
15,687,140	5,200,000	6,187,500		50,000	4,249,640		
15,687,140	5,200,000	6,187,500		50,000	4,249,640	令和6年能登半島地震に伴う進捗の遅れにより年度内に事業を完了することが困難となつたため	
3,135,390	2,800,000				335,390		
3,135,390	2,800,000				335,390	令和6年能登半島地震に伴う進捗の遅れにより年度内に事業を完了することが困難となつたため	
18,822,530	8,000,000	6,187,500		50,000	4,585,030		

予算の繰越しについて

水道事業特別会計予算において、令和6年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費を
により、次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

令和7年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定

金沢市長 村山 卓

令和6年度金沢市水道事業

特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度 繰越額
2. 資本的支出			円 4,182,700,000	円	円 4,182,700,000
	1. 建設改良費	配水管 布設等事業	4,182,700,000		4,182,700,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金			
円 736,600,000	円 1,331,507,000	円 2,114,593,000		円	
736,600,000	1,331,507,000	2,114,593,000			関係機関との 調整遅延等の ため

報告第6号

予算の繰越しについて

水道事業特別会計予算において、避けがたい事故により令和6年度中に支払義務の生じなかった経費により、次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

を令和7年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定

金沢市長 村山卓

令和6年度金沢市水道事業

特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度 繰越額
1. 事業費用			円 174,137,000	円	円 174,137,000
	1. 営業費用	配水管 布設替等事業	174,137,000		174,137,000

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
受注工事収益	その他			
円 91,603,000	円 82,534,000	円	円	
91,603,000	82,534,000			関連工事遅延 等のため

予算の繰越しについて

中央卸売市場事業特別会計予算において、令和6年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費を令和7年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

金沢市長 村山卓

令和6年度金沢市中央卸売市場

事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 発 支 払 義 務 額
2. 資本的支出			円 140,159,100	円 107,250,600
	1. 建設改良費	市場再整備事業	円 140,159,100	円 107,250,600

翌 年 度 額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
	損益勘定留保資金				
円 32,908,500		円 32,908,500	円 32,908,500	円 32,908,500	
円 32,908,500		円 32,908,500	円 32,908,500	円 32,908,500	関係機関との 調整遅延のため

予算の繰越しについて

下水道事業特別会計予算において、令和6年度中に支払義務の生じなかった建設改良に要する経費の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

を令和7年度に繰越し使用するについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項

金沢市長 村山卓

令和6年度金沢市下水道事業

特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度 繰越額
2. 資本的支出			円 9,249,039,464	円 1,324,535,464	円 7,924,504,000
	1. 建設改良費		9,249,039,464	1,324,535,464	7,924,504,000
		管渠等築造事業	7,305,720,000	987,437,000	6,318,283,000
		雨水関連事業	720,863,000	66,400,000	654,463,000
		処理場事業	1,051,558,000	245,700,000	805,858,000
		流域下水道事業	88,998,464	24,998,464	64,000,000
		庁舎等整備事業	81,900,000		81,900,000

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
企業債	補助金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
円 2,529,456,000	円 5,342,631,000	円 34,986,000	円 17,431,000			
2,529,456,000	5,342,631,000	34,986,000	17,431,000			
1,669,630,000	4,625,051,000	20,945,000	2,657,000			適正工期確保 等のため
346,400,000	293,470,000		14,593,000			関係機関との 調整遅延等の ため
367,526,000	424,110,000	14,041,000	181,000			適正工期確保 等のため
64,000,000						適正工期確保 のため
81,900,000						適正工期確保 のため